

# 宮崎県立富島高等学校いじめ防止基本方針

令和3年度

宮崎県立富島高等学校

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっており、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体の重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

こうした中、改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本基本方針は、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」の公布により、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を「県立富島高等学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	ネット上のいじめへの対応	7
3	その他の留意事項	7
(1)	組織的な指導体制	7
(2)	校内研修の充実	7
(3)	校務の効率化	8
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携について	8
(6)	関係機関との連携について	8
4	重大事態への対処	9
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9
資料1～6		

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

### 2 いじめの防止等に関する基本的考え方

生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校はその一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の取組を行う。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている生徒をしっかり守る。
- 加害・被害という二者関係だけでなく、傍観者の存在にも注意を払い、いじめを許容しない雰囲気形成する。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

#### (1) いじめの防止

いじめの問題への対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考え、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

#### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応であることを踏まえて、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

#### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図るよう努める。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。  
なお、原則、月1回の定例会を実施し、いじめ事案発生時は緊急に開催することとする。

#### 【構成員】

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、該当正・副担任、関係教諭、その他

#### 【活動】

- いじめの未然防止・早期発見・事案対処に関すること
- 学校いじめ防止基本方針作成・周知・見直し
- いじめ防止プログラム（資料1・年間指導計画）の作成と実施状況の確認
- 事案対処マニュアル（危機管理マニュアルに掲載）の作成と実施状況の確認
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

### 2 いじめの防止等に関する措置 ※資料2, 3参照

#### (1) いじめの防止

##### ① 生徒が主体となった活動

ア 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- ホームルームでの話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進

イ いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、企画実施する。

- 全校学習会の実施
- 生徒会による学校行事などでの企画提示
- 特別活動等においていじめ問題について生徒が議論する場面の設定

##### ② 教職員が主体となった活動

ア 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

イ 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、学期1回の教育相談期間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指す。

- 教育相談期間の設定（学期1回 計3回）
- 各種アンケート（教育相談・日常生活実態調査）の実施

ウ 教科やホームルーム活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

○年度当初にいじめ防止基本方針の内容を生徒に周知

○教科やホームルーム等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

○外部講師による講演会の実施

エ 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域、関係機関等との連携を推進する。

○P T A総会での学校の方針説明

○いじめ防止対策の啓発リーフレットの配布

○教育相談便り等を活用したいじめの防止活動の報告

○地域に開かれた学校づくりの推進

○保護者を対象とした研修会の開催

## (2) いじめの早期発見

① いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※資料4, 5参照

○長期間学校を離れて教育活動を行う場合はいじめに関するチェック項目を設定

② 学期1回の教育相談期間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

○教育相談期間の設定(学期1回 計3回)

○いじめの相談窓口(教育相談室・担当職員)の生徒・保護者への周知

(年度当初のLHR、その他教室掲示、生徒・保護者向け教育相談便りを通じ、窓口や相談方法について周知。保護者も利用できる旨、P T A総会時にも説明。)

③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

○学校独自のアンケートの実施(学期1回 計3回)

○県下一斉のアンケートの実施(年1回)

④ いじめ・不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

○職員会議での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

## (3) いじめに対する措置

※資料1, 6参照

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。

○いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

○いじめの事実についていじめ・不登校対策委員会を構成するいずれかの職員及び管理職に速やかに通報する。

② 情報の共有

○通報を受けて、速やかにいじめ・不登校対策委員会を開き、情報の共有化を図る。

③ 事実関係についての調査

○いじめ・不登校対策委員会は、調査の方針について決定する。

○生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ・不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任する。

○必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行う。

○いじめに係る情報を適切に記録しておく。

④ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ・不登校対策委員会で決定する。

○事実関係が把握された時点で、いじめ・不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定する。

○いじめ・不登校対策委員会の委員や学年職員と連携して組織的な対応に努める。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた生徒とその保護者への支援

【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していく。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧の説明する。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応する。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

⑤ 関係機関への報告

- 校長は県教育委員会への報告を速やかに行う。
- 生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

⑥ 継続指導・経過観察

- 「いじめに係る行為が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安）継続して止んでいること」かつ「被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと」を生徒及び保護者に対し継続的な面談等により確認した上で、いじめの解消を組織的に判断する。

○いじめが解消したと早急に判断せず、面談やアンケート調査を行うなど引き続き全職員で見守りや見届けを行い、いじめの再発防止に努める。

#### (4) ネット上のいじめへの対応

##### ① ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たる。

##### ② ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。

(家庭内ルールの作成など)

○教科やホームルーム活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。

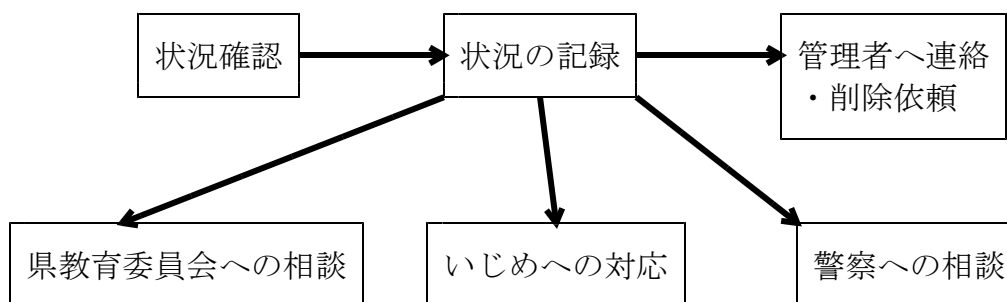
○生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。

○インターネット利用に関する職員研修を実施する。

##### ③ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組む。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施する。



- (3) 校務の効率化  
教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。
- (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実  
いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。
- (5) 地域や家庭との連携について  
より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため P T A や学校評議員、地域との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していくよう努める。
- (6) 関係機関との連携について（教育相談体制の充実）  
いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。
- ① 教育委員会との連携
    - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
    - ・関係機関との調整
  - ② 警察との連携
    - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
    - ・犯罪等の違法行為がある場合
  - ③ 福祉関係との連携
    - ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用  
(県教育委員会への依頼)
    - ・家庭の養育に関する指導・助言
    - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
  - ④ 医療機関との連携
    - ・精神保健に関する相談
    - ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（宮崎県いじめ問題対策委員会）に協力する。
- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・生徒が自殺を企図した場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・高額の商品を奪い取られた場合など
  - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明するよう努める。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。  
また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努める。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表する。

この基本方針は、平成26年4月1日より施行する。

改正 平成29年4月1日

改正 平成30年4月1日

改正 令和3年4月1日